

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和4年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
千 葉 地 方 法 務 局	千葉県千葉市緑区刈田子町
千 葉 地 方 法 務 局	千葉県千葉市緑区古市場町
千 葉 地 方 法 務 局	千葉県千葉市緑区高田町
千 葉 地 方 法 務 局	千葉県千葉市緑区椎名崎町谷津
千 葉 地 方 法 務 局	千葉県千葉市緑区富岡町
館 山 支 局	千葉県鴨川市平塚
船 橋 支 局	千葉県船橋市藤原八丁目
茂 原 支 局	千葉県長生郡長生村一松
茂 原 支 局	千葉県長生郡長生村金田